平成２８年（フ）第１０４号
北海道勇払郡安平町追分豊栄260番地
債務者　吉本　幸恵（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１０５号
秋田市大町５丁目６－38　サンパレス大町108号室、住民票上の住所秋田市河辺和田字坂本南267番地
債務者　曽我　賢一
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１７号
秋田県男鹿市船越字内子294番地1794
債務者　松田　　空
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５号
秋田県能代市出戸本町８番19号
債務者　佐藤　美幸
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第２２３号
山梨県甲府市里吉１丁目６番８号　ジョイフルアペックスＤ－５
債務者　野村　栄子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
長野県松本市大字島立1736番地の３
債務者　矢澤　　繁
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第６０号
岐阜県可児市今渡2397番地　フレグランスシティＡ－103、前住所名古屋市中川区山王１丁目４番14号（第二ミクニマンション３Ｂ号）
債務者　大塚かづ子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１５１号
三重県亀山市天神４丁目12番44号
債務者　豊田　悦美（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５１号
三重県四日市市久保田２丁目12番19号　久保田レジデンス４Ａ
債務者　望月　美貴
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第６５５号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目２番29－205号、申立時の住所京都府木津川市山城町平尾不知田102番地１　グランドゥール209号
債務者　東　　保隆
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６８０号
京都市上京区東堀川通椹木町上る五町目207番地　是空ＨＯＲＩＫＡＷＡ102
債務者　津山　明久
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７４１号
京都市南区吉祥院車道町16番地　コーポ車道702
債務者　今岡　晃一
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７４２号
京都市南区吉祥院車道町16番地　コーポ車道702
債務者　今岡亜琳こと　ＩＭＡＯＫＡ　ＡＲＬＥＥＮ　ＢＩＡＳ
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７７５号
京都府宇治市神明宮北59番地　ノースパレス27・105号、前住所京都府京田辺市東西神屋133番地65
債務者　２ｎｄ　Ｆｌｏｏｒ　Ｎｏ．５こと　髙橋　礼子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７９４号
京都府宇治市小倉町南浦15番地の48、前住所京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島306棟101号
債務者　中村　　博
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８３０号
京都市西京区上桂宮ノ後町99番地14
債務者　小林智奈美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係